慢性的な水不足により農業の生産性の向上が阻害されていることなどから、岩木川流域の洪水被害の軽減、渇水時における流水の正常な機能の維持、水道用水、工業用水及びかんがい用水の確保並びに電力供給のため、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

また、弘前市長を会長とする津軽ダム建設促進期成同盟会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地及び漁業権を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5　法第26条の2第2項及び第138条第1項の規定により準用される第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所　青森県中津軽郡西目屋村役場

○東北地方整備局告示第百三十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十月六日

東北地方整備局長　青山　俊行

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
郡山市若葉町三〇二番三から同市若葉町三〇二番一まで	前	二四・八〇～二七・〇〇メートル	〇・〇三四キロメートル
	後	二四・八〇～三四・二〇	〇・〇三四

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局郡山国道事務所

第6　収用又は使用の手続が保留されている起業地　青森県中津軽郡西目屋村大字砂子瀬字鬼川辺並びに大字川原平字大沢、字宮元、字福岡、字大川添、字大川添地先国有林野及び字川原沢地内

○海上保安庁告示第二百三号

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

平成二十二年十月六日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　海上保安庁海洋情報部　東京都中央区築地五丁目三番一号

二　水路測量を実施する区域及び期間

イ　区域

北緯二七度二〇分東経一四〇度二十五分の地点、北緯二七度二〇分東経一四一度一五分の地点、北緯二六度五五分東経一四一度一五分の地点、北緯二六度五五分東経一四〇度二五分の地点を順次に結ぶ線によって囲まれる区域内

ロ　期間

平成二十二年十月十六日から平成二十二年十一月八日まで

三　水路測量等の実施方法　衛星航行測位装置、マルチビーム音響測深機等による海底地形等の調査

四　航行船舶に対する安全措置

イ　測量船は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第六条に定める標識を掲揚

ロ　三管区水路通報第三十八号（平成二十二年十月一日）により通報

国会事項

衆議院

質問書提出

十月四日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

菅直人内閣における内閣官房機密費に係る国民への説明等に関する質問主意書（浅野貴博提出）

国による並行在来線への財政支援に関する質問主意書（木村太郎提出）

中国漁船による公務執行妨害等被疑事件について九月二十四日に那覇地検が行った記者会見の内容等に関する質問主意書（高市早苗提出）

中国人船長の釈放方針決定に至る経緯と法務大臣の指揮等に関する質問主意書（高市早苗提出）

参議院

質問主意書提出

十月四日議員から次の質問主意書が提出された。

米軍艦船の民間港入港に関する質問主意書（糸数慶子提出）（第四号）

不発弾対策に関する質問主意書（糸数慶子提出）（第五号）

生物多様性条約第一〇回締約国会議に関する質問主意書（糸数慶子提出）（第六号）

クラスター弾禁止条約に関する質問主意書（糸数慶子提出）（第七号）

垂直離着陸機ＭＶ二二オスプレイの配備に関する質問主意書（糸数慶子提出）（第八号）

尖閣諸島の表記に関する質問主意書（佐藤正久提出）（第九号）

中国人船長帰国に際しての中国政府チャーター機の石垣空港使用に関する質問主意書（佐藤正久提出）（第一〇号）

無害通航権と非核三原則に関する質問主意書（佐藤正久提出）（第一一号）

民主党政権による産業革新機構の不十分な活用状況に関する質問主意書（浜田昌良提出）（第一二号）

民主党政権による企業再生支援機構の不十分な活用状況に関する質問主意書（浜田昌良提出）（第一三号）

人事異動

内閣

法務大臣秘書官に任命する　森　麻依

外務大臣秘書官に任命する　内田　優香

文部科学大臣秘書官に任命する　鳥居　徹夫

厚生労働大臣秘書官に任命する　石原　憲治

経済産業大臣秘書官に任命する　岡野　直治

国土交通大臣秘書官に任命する　杉岡　一弘

玄葉みゆき

国務大臣秘書官に任命する　櫻井　雅彦

玄葉国務大臣附を命ずる　小野　邦英

総務大臣秘書官　本庄　知史

法務大臣秘書官　神原　淑子

外務大臣秘書官　梶　護

文部科学大臣秘書官　山田　勝彦

厚生労働大臣秘書官　備前　仁志

農林水産大臣秘書官　中原　淳

経済産業大臣秘書官　石山　裕康

国土交通大臣秘書官　村上　太一

環境大臣秘書官　濵　秀夫

国務大臣秘書官　同

願に依り本官を免ずる（各通）（以上九月十七日）　勝木　一郎

国務大臣秘書官に任命する　丸山　勉

岡崎国務大臣附を命ずる（九月二十七日）

国務大臣秘書官に任命する　江頭　清輝

自見国務大臣附を命ずる　竹本　善次

国務大臣秘書官

願に依り本官を免ずる（以上九月三十日）

文部科学大臣秘書官に任命する　佐藤みなみ

環境大臣秘書官に任命する　鳥居　徹夫

文部科学大臣秘書官

願に依り本官を免ずる（以上十月一日）